

令和2年6月1日提出

令和2年6月市議会定例会

議 案

〔 報告第9号～報告第12号
議案第43号～議案第58号 〕

島 田 市

目 次		
報告番号	件 名	ページ
報告第9号	水道事業会計予算の繰越しについて（継続費）	1
報告第10号	病院事業会計予算の繰越しについて（継続費）	4
報告第11号	一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）	7
報告第12号	病院事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）	12

議案番号	件 名	ページ
議案第43号	令和2年度島田市一般会計補正予算（第3号）	15
議案第44号	令和2年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	19
議案第45号	令和2年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	21
議案第46号	令和2年度島田市病院事業会計補正予算（第1号）	23
議案第47号	島田市犯罪被害者等支援条例について	25
議案第48号	島田市税条例の一部を改正する条例について	28
議案第49号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について	32
議案第50号	島田市印鑑条例の一部を改正する条例について	34
議案第51号	島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	35
議案第52号	島田市介護保険条例の一部を改正する条例について	36
議案第53号	島田市都市公園条例の一部を改正する条例について	37
議案第54号	島田市普通公園条例の一部を改正する条例について	44
議案第55号	島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	47
議案第56号	島田市金谷体育センター条例について	49

議案番号	件名	ページ
議案第57号	財産の取得について	55
議案第58号	市道路線の認定について	56

予 算 に 関 す る 説 明 書		
議案番号	件名	ページ
議案第43号	令和2年度島田市一般会計補正予算（第3号）	57
議案第44号	令和2年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	66
議案第45号	令和2年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	69
議案第46号	令和2年度島田市病院事業会計補正予算（第1号）	72

報
告

報告第9号

水道事業会計予算の繰越しについて（継続費）

水道事業会計予算の継続費の繰越しについて、次のとおり継続費繰越計算書を調製したので、報告する。

令和2年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

令和元年度島田市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額			支払義務発生額
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計	
1 資本的 支出	1 建設改 良費	天神原配 水池整備 工事	円 776,000,000	円 46,000,000	円	円 46,000,000	円

残 額	翌年度通次 繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰越 額に係る繰越を 要するたな卸資 産の購入限度額
		企業債	過年度分損益 勘定留保資金	一般会計 補助金	
円 46,000,000	円 46,000,000	円	円 46,000,000	円	円

報告第10号

病院事業会計予算の繰越しについて（継続費）

病院事業会計予算の継続費の繰越しについて、次のとおり継続費繰越計算書を調製したので、報告する。

令和2年6月1日提出

島田市長 染 谷 絹 代

令和元年度島田市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額			支払義務 発生額
				予算計上額	前年度 繰越額	計	
			円	円	円	円	円
1 資本的 支出	1 建設改 良費	新病院建 設事業	16,586,180,000	3,950,800,000	1,133,200,000	5,084,000,000	2,128,800,000

残 額	翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
		企業債	繰入金	過年度分損益勘定留保資金	
円	円	円	円	円	円
2,955,200,000	2,955,200,000	2,213,500,000	738,600,000	3,100,000	

報告第11号

一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）

一般会計予算の繰越明許費について、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和2年6月1日提出

島田市長 染 谷 絹 代

令和元年度島田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
2 総務費	1 総務管理費	市役所新庁舎整備事業	95,326,000	47,630,000
6 農林業費	1 農業費	農村地域防災減災事業	19,000,000	19,000,000
		森林施業補助事業	7,320,000	7,320,000
		林道開設事業	10,700,000	10,700,000
7 商工費	1 商工費	観光総合戦略推進事業	1,798,000	1,798,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	色尾大柳線改良事業	16,000,000	16,000,000
		横岡新田牛尾線改良事業	29,238,000	29,238,000
		谷口中河線改良事業	65,000,000	64,990,077
		本通り御仮屋線改良事業	44,900,000	44,900,000
		新病院入口交差点改良事業	38,803,000	15,592,800
		大井川左岸旧堤線改良事業	10,000,000	8,623,406
		谷口道線改良事業（北工区）	35,155,000	7,260,000
		道悦旭町線改良事業	252,038,000	186,510,416
		島竹下線改良事業	99,500,000	54,881,746
		生活道路改良事業	8,140,000	3,432,000

左 の 財 源 内 訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
						47,630,000
			19,000,000			
			7,320,000			
			3,960,000			6,740,000
						1,798,000
			11,066,000	4,200,000		734,000
			14,369,000	12,900,000		1,969,000
			45,469,000	17,400,000		2,121,077
			21,950,000	19,700,000		3,250,000
			7,796,000	7,000,000		796,800
			4,311,000	3,800,000		512,406
			3,993,000	2,900,000		367,000
			102,274,000	75,300,000		8,936,416
			30,184,000	22,200,000		2,497,746
						3,432,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
		生活道路改良事業（空港隣接地域賑わい空間創生事業）	3,168,000	3,168,000
		東光寺谷川地区道路整備事業	2,000,000	500,000
		橋りょう長寿命化修繕・耐震事業	80,300,000	67,726,500
	3 河川費	河川改修事業	33,000,000	31,130,000
	4 都市計画費	向島町公園整備事業	38,049,000	38,048,660
		ふじのくにフロンティア推進区域整備事業	416,900,000	371,941,000
		賑わい交流拠点整備事業	641,944,000	511,572,000
		大井川流域観光拠点整備事業	38,415,000	38,415,000
9 消防費	1 消防費	消防自動車更新事業	3,541,000	3,540,700
		防火水槽整備事業	14,349,000	14,349,000
10 教育費	2 小学校費	G I G Aスクール構想実現事業	521,659,000	217,822,000
	3 中学校費	G I G Aスクール構想実現事業	222,792,000	91,986,000
	5 社会教育費	歴史資源利活用事業	8,355,000	8,353,000
合 計			2,757,390,000	1,916,428,305

左 の 財 源 内 訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
			1,583,000			1,585,000
						500,000
			29,783,000	21,900,000		16,043,500
						31,130,000
			5,850,000			32,198,660
				329,400,000		42,541,000
				469,000,000		42,572,000
						38,415,000
				3,400,000		140,700
			4,592,000	9,700,000		57,000
			83,490,000	131,600,000		2,732,000
			31,980,000	59,200,000		806,000
						8,353,000
			428,970,000	1,189,600,000		297,858,305

報告第12号

病院事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）

病院事業会計予算の建設改良費の繰越しについて、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和2年6月1日提出

島田市長 染 谷 絹 代

令和元年度島田市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	設備費	675,558,000	286,543,828	80,300,000
合 計			675,558,000	286,543,828	80,300,000

左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	過年度損益勘定留保資金			
円	円	円	円	
80,000,000	300,000	308,714,172		医療器械器具
80,000,000	300,000	308,714,172		

一 般 会 計 予 算 書

議案第43号

令和2年度島田市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度島田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ571,621千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,856,365千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		16,140,995	△118,289	16,022,706
	1 国庫負担金	4,113,969	16,235	4,130,204
	2 国庫補助金	12,010,588	△134,524	11,876,064
17 県支出金		3,271,129	406	3,271,535
	1 県負担金	1,812,316	8,118	1,820,434
	2 県補助金	1,240,689	△7,712	1,232,977
20 繰入金		3,751,550	123,304	3,874,854
	1 基金繰入金	3,279,858	123,304	3,403,162
23 市債		7,797,000	566,200	8,363,200
	1 市債	7,797,000	566,200	8,363,200
歳入合計		56,284,744	571,621	56,856,365

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14,910,031	1,547	14,911,578
	1 総務管理費	13,812,283	1,547	13,813,830
3 民生費		13,738,529	32,472	13,771,001
	1 社会福祉費	5,749,525	32,472	5,781,997
4 衛生費		8,573,665	748,025	9,321,690
	1 保健衛生費	5,455,976	738,600	6,194,576
	2 清掃費	3,117,689	9,425	3,127,114
7 商工費		906,949	10,977	917,926
	1 商工費	906,949	10,977	917,926
8 土木費		4,917,862	△391,188	4,526,674
	2 道路橋りょう費	2,057,174	△394,038	1,663,136
	4 都市計画費	1,878,550	△1,800	1,876,750
	5 住宅費	213,910	4,650	218,560
10 教育費		5,894,390	169,788	6,064,178
	2 小学校費	2,506,563	118,381	2,624,944
	3 中学校費	335,601	51,407	387,008
歳 出 合 計		56,284,744	571,621	56,856,365

第2表 地方債補正

1. 変更

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
公共事業等	千円 631,300	証書借入 又は 証券発行	公的資金 公的資金の 貸付利率によ る。 その他 3.5%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率による。	公的資金に ついては、そ の融資条件に より、その他 の資金は、そ の債権者との 協議による。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期限 を短縮し、若 しくは繰上償 還し、又は低 利債に借換え することがで きる。	千円 462,000	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
合併特例事業	3,085,500	同上	同上	同上	3,821,000	同上	同上	同上

国民健康保険事業
特別会計予算書

議案第44号

令和2年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度島田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,795千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,550,753千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		6,783,192	3,913	6,787,105
	1 県補助金	6,783,192	3,913	6,787,105
6 繰越金		1	14,882	14,883
	1 繰越金	1	14,882	14,883
歳入合計		9,531,958	18,795	9,550,753

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 事業費納付金		2,585,169	14,882	2,600,051
	2 後期高齢者支援金等分	597,011	7,181	604,192
	3 介護納付金分	200,706	7,701	208,407
5 保健事業費		136,005	3,913	139,918
	1 保健事業費	136,005	3,913	139,918
歳出合計		9,531,958	18,795	9,550,753

介護保険事業
特別会計予算書

議案第45号

令和2年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度島田市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和2年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		1,853,015	△32,472	1,820,543
	1 介護保険料	1,853,015	△32,472	1,820,543
7 繰入金		1,411,049	32,472	1,443,521
	1 一般会計繰入金	1,360,474	32,472	1,392,946
歳入合計		8,787,698	0	8,787,698

病 院 事 業 会 計
特 別 会 計 予 算 書

議案第46号

令和2年度島田市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度島田市の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和2年度島田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額584,986千円は、過年度分損益勘定留保資金584,986千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額587,455千円は、過年度分損益勘定留保資金587,455千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	12,913,612千円	28,672千円	12,942,284千円
第1項 企業債	9,352,100千円	25,000千円	9,377,100千円
第3項 県補助金	5,772千円	1,836千円	7,608千円
第5項 国庫補助金	0千円	1,836千円	1,836千円
	支 出		
第1款 資本的支出	13,498,598千円	31,141千円	13,529,739千円
第1項 建設改良費	12,971,797千円	31,141千円	13,002,938千円

（企業債）

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	限 度 額		
	補正前	補正額	計
医療器械器具購入事業	千円 2,614,100	千円 25,000	千円 2,639,100

（重要な資産の取得）

第4条 予算第12条に定めた重要な資産の取得に次のとおり追加する。

種 類	名 称	数 量
医療器械器具	3D内視鏡システム	一式

令和2年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

条 例 そ の 他

島田市犯罪被害者等支援条例について

島田市犯罪被害者等支援条例を次のとおり定める。

令和2年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、静岡県その他の地方公共団体及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することとならないようにするとともに、二次的被害の発生の防止に十分配慮して行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、関係機関等と相互に連携協力することにより推進されな

ければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項に規定する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害の発生の防止に十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪等により死亡した者の遺族又は犯罪等により被害を受けた者のうち、規則で定めるものに対し、見舞金を支給することができる。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようにするため、保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第9条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、個人の尊厳及び犯罪被害者等が置かれている状況への配慮の重要性、二次的被害の発生の防止その他犯罪被害者等の支援について市民等の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第12条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

島田市税条例の一部を改正する条例について

島田市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市税条例の一部を改正する条例

(島田市税条例の一部改正)

第1条 島田市税条例(平成17年島田市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合()に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 島田市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「に

よって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中島田市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中島田市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中島田市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中島田市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の島田市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地

震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の島田市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第49号

島田市手数料条例の一部を改正する条例について

島田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市手数料条例の一部を改正する条例

島田市手数料条例（平成17年島田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表16の項中「若しくは第2項」を「、第2項若しくは第8項」に改め、「基づく戸籍の附票」の次に「（当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。）」を加え、同項の次に次のように加える。

16の2	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項若しくは第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定に基づく除票又は同法第21条の3第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	除票又は戸籍の附票の除票の写し交付手数料			1通につき300円
------	--	----------------------	--	--	-----------

別表17の項中「若しくは第2項」を「、第2項若しくは第8項」に改め、同項の次に次のように加える。

17の2	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定に基づく除票に記載した事項に関する証明書の交付	除票に記載した事項に関する証明書交付手数料			1通につき300円
------	--	-----------------------	--	--	-----------

別表19の項を次のように改める。

19	削除
----	----

別表20の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」の次に「（平成26年総務省令第85号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号

島田市印鑑条例の一部を改正する条例について

島田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年6月1日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市印鑑条例の一部を改正する条例

島田市印鑑条例（平成17年島田市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第15条第2項中「前項第4号」を「前項第3号、第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第51号

島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年6月1日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を加える。

附則第2項中「平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に改め、「平成32年3月31日までに」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島田市介護保険条例の一部を改正する条例について

島田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市介護保険条例の一部を改正する条例

島田市介護保険条例（平成17年島田市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「22,950円」を「18,360円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「22,950円」を「18,360円」に、「35,190円」を「27,540円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「22,950円」を「18,360円」に、「44,370円」を「42,840円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

島田市都市公園条例の一部を改正する条例について

島田市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市都市公園条例の一部を改正する条例

島田市都市公園条例（平成17年島田市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「公園」の次に「（第30条第1項に規定する指定管理者が管理する公園を除く。）」を加える。

第3条中「又は第2条第1項若しくは第3項」を「、第2条第1項若しくは第3項又は第35条の2第1項若しくは第3項」に改める。

第16条第1項第1号中「第47条」を「第47条第1項」に改める。

第17条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第30条第1項中「次に掲げる都市公園施設」を「別表第3に掲げる都市公園（以下「指定公園」という。）及び同表に掲げる都市公園施設（以下これらを「指定公園等」という。）」に改め、同項各号を削る。

第31条を次のように改める。

（指定管理者が行う管理の業務）

第31条 指定管理者が行う業務は、別表第3の左欄に掲げる都市公園又は都市公園施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める業務とする。

第33条及び第34条第1項中「指定施設」を「指定公園等」に改める。

第35条の次に次の1条を加える。

（行為の制限）

第35条の2 指定公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行をすること。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要があると認める行為

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定により許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を指定管理者に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項若しくは前項の許可をせず、又は許可を取り消すことができる。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (3) 指定公園の管理上支障があると認めるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が適当でないと認めるとき。
- 5 指定管理者は、第1項及び第3項の許可に際し、管理上又は公益上必要な範囲内で条件を付することができる。
- 6 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定により市長の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

第36条の見出し中「指定施設」を「指定公園等」に改める。

第37条の見出し中「指定施設」を「指定公園等」に改め、同条第2項中「第7条第4号」を「第7条（第5号を除く。）」に改める。

第38条第1項中「指定施設」を「指定公園に設けられた有料公園施設及び第30条第1項に規定する都市公園施設（以下これらを「指定施設」という。）」に改める。

第40条第1項第1号中「利用者」を「この条及び次条において「指定施設の利用者」に改め、同項第2号及び第3号並びに同条第3項中「利用者」を「指定施設の利用者」に改める。

第41条第1項中「利用者」を「第35条の2第1項又は第3項の許可を受けた者（以下「指定公園内行為者」という。）及び指定施設の利用者」に改め、同条第2項中「別表第3」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定公園内行為者 別表第4に定める額
- (2) 指定施設の利用者 別表第5に定める額

第41条の次に次の1条を加える。

（利用料の算定方法）

第41条の2 利用料の算定は、次に掲げるところによる。

- (1) 時間をもって計算の単位としているもので、その時間が1時間未満であるときは1時間とし、その時間に1時間未満の端数があるときはその端数は1時間とする。
- (2) 月をもって計算の単位としているもので、その期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月とする。
- (3) 平方メートルをもって計算の単位としているもので、その面積が1平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1

平方メートルとする。

(4) 1件の利用料の額に10円未満の端数があるときは、10円とする。

第42条第1号中「利用する」を「、指定公園における行為又は指定施設の利用（以下「利用等」という。）をする」に改める。

第43条第1号中「利用者」を「利用等の許可又は承認を受けた者（次号及び次条において「利用者等」という。）」に改め、同条第2号中「利用者が利用の承認」を「利用者等が利用等の許可又は承認」に改める。

第44条を次のように改める。

（権利の譲渡等の禁止）

第44条 利用者等は、許可又は承認を受けた利用等の権利を他人に譲渡し、又は転貸し、若しくは他人に利用等をさせてはならない。

第47条に次の1項を加える。

2 指定公園内行為者は、住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

第49条中「第47条」を「第47条第1項」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第16条関係）

中央公園ミニ鉄道施設

区分	単位	使用料
ミニ鉄道施設の車両への乗車	1人当たり、1回の乗車につき	100円
軌道敷の使用	1人当たり、1日につき	1,030円

備考

1 小学校就学前の者がミニ鉄道施設の車両に乗車する場合の使用料は、無料とする。

2 軌道敷の使用とは、使用の承認を受けた者がその所有する車両の運行のために軌道敷を使用することをいう。

別表第3（第30条、第31条関係）

1 都市公園

都市公園名	業務
横井運動場公園	(1) 第35条の2第1項及び第3項の許可並びに第38条第1項の承認に関する業務
大井川緑地	(2) 都市公園の維持管理に関する業務 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、都市公園の管理に関して市長が必要と認める業務
谷口スポーツ広場	(1) 第35条の2第1項及び第3項の許可に関する業務
大井川さくら緑地	(2) 都市公園の維持管理に関する業務
かなや大井川緑地	(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、都市公園の管理に関して市長が必要と認める業務

2 都市公園施設

都市公園施設名	業務
中央公園庭球場	(1) 第38条第1項の承認に関する業務 (2) 都市公園施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
中央公園親子プール	(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、都市公園施設の運営に関して市長が必要と認める業務

別表第3の次に次の2表を加える。

別表第4（第41条関係）

区分	単位	利用料	
(1) 物品の販売、募金その他これらに類する営業行為をする場合	面積1平方メートルにつき1日	30円	
(2) 業としての写真、映画等の撮影をする場合	1件につき1日	2,200円	
(3) 興行をする場合	面積1平方メートルにつき1月	50円	
(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	面積によるもの	面積1平方メートルにつき1日	20円
	面積により難いもの	1回につき1日以内	1,100円

別表第5（第41条関係）

1 島田球場利用料

(1) 施設利用料

区分			利用時間					
			午前		午後		夜間	
			午前8時30分から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで	
			市内	市外	市内	市外	市内	市外
全部利用	入場料等を徴収する場合	職業野球	99,000円		138,600円		160,600円	
		一般	12,100円	14,300円	17,600円	19,800円	19,800円	22,000円
		高等学校生徒以下	9,900円	12,100円	13,200円	15,400円	15,400円	17,600円
	入場料等を徴収しない場合	職業野球	9,900円		13,200円		15,400円	
		一般	4,930円	7,130円	6,600円	8,800円	7,700円	9,900円
		高等学校生徒以下	3,830円	6,030円	4,400円	6,600円	5,500円	7,700円
一部利用	一般	3,300円	4,400円	4,400円	5,500円	5,500円	6,600円	
	高等学校生徒以下	2,200円	3,300円	3,300円	4,400円	4,400円	5,500円	

備考

- 1 一部利用とは、グラウンド、ダッグアウト及び更衣室の利用をいう。
- 2 利用承認時間を超えて利用したときの利用料は、1時間につき上記の額の1時間相当額を加算した額とする。

(2) 照明設備利用料

区分		利用料（1時間につき）		
		全灯	2分の1灯	4分の1灯
職業野球		93,500円		
一般・高等学校生徒以下	市内	14,950円	7,130円	3,610円
	市外	18,700円	9,330円	4,710円

(3) 附帯設備利用料

区分		利用料	
スコアボード	1回につき	市内	1,630円
		市外	1,860円
屋内練習場	1か所1時間につき	市内	210円
		市外	310円
放送設備	1式1回につき	市内	1,630円
		市外	1,860円

備考 スコアボード及び屋内練習場の利用料は、野球場の全部利用の場合には、徴収しない。

(4) 会議室等利用料

区分	利用時間			
	午前	午後	夜間	昼間
	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前8時30分から午後5時まで
第1会議室	530円	650円	630円	1,200円
第2会議室	210円	260円	260円	480円
報道用放送室	1室1日につき		1,630円	

備考 第1会議室及び第2会議室の利用料は、野球場の全部利用の場合には、徴収しない。

2 島田第二球場利用料

区分	利用時間					
	午前		午後		全日	
	午前8時30分から正午まで		午後1時から午後5時まで		午前8時30分から午後5時まで	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
一般	1,100円	1,630円	1,310円	1,970円	2,410円	3,610円
高等学校生徒以下	870円	1,310円	1,100円	1,530円	1,970円	2,850円

備考 利用承認時間を超えて利用したときの利用料は、1時間につき上記の額の1時間相当額を加算した額とする。

3 横井運動場公園サッカー場利用料

(1) 施設利用料

区分	利用時間									
	午前		午後		夜間		昼間		全日	
	午前8時30分から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで		午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分から午後9時まで	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
一般	2,300円	3,460円	2,630円	3,950円	1,970円	2,960円	5,600円	8,410円	8,250円	12,370円
高等学校生徒以下	1,840円	2,770円	2,100円	3,160円	1,570円	2,370円	4,480円	6,720円	6,600円	9,900円

備考 利用承認時間を超えて利用したときの利用料は、1時間につき上記の額の1時間相当額を加算した額とする。

(2) 照明設備利用料

単位	利用料
1回につき	3,300円

4 中央公園庭球場利用料

(1) 施設利用料

区分	利用時間	単位	利用料
独占利用	午前9時から午後5時まで	1面当たり	2,930円
	午前9時から正午まで	1面当たり	1,100円
	午後1時から午後5時まで	1面当たり	1,460円
	午後5時から午後9時まで	1面当たり	1,460円
時間利用	午前7時から午前9時まで	1面当たり、1時間につき	350円
	午前9時から午前11時まで	1面当たり、1時間につき	350円
	午前11時から午後1時まで	1面当たり、1時間につき	350円
	午後1時から午後3時まで	1面当たり、1時間につき	350円
	午後3時から午後5時まで	1面当たり、1時間につき	350円
	午後5時から午後7時まで	1面当たり、1時間につき	350円
	午後7時から午後9時まで	1面当たり、1時間につき	350円

(2) 照明設備利用料

単位	利用料
照明2基点灯、1時間につき	250円

5 島田市陸上競技場利用料

区分	利用時間		
	午前	午後	全日
	午前 8 時 30 分から 正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで
専用に利用する場合	2, 200 円	3, 300 円	5, 500 円

備考 市民以外の者（市内に通勤し、又は通学する者を除く。）が利用する場合には、利用料の50パーセントを加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の島田市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第3に掲げる都市公園に係る第30条第2項の規定による指定管理者の公募及び新条例第41条第2項の規定による利用料の額の決定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第30条第2項、第32条から第35条まで並びに第41条第2項及び第3項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行前に改正前の島田市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした承認その他の行為（新条例別表第3の1 都市公園の表に定める業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者がした承認その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際、旧条例の規定により市長に対してされている使用の承認に係る手続その他の行為（新条例別表第3の1 都市公園の表に定める業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた利用の承認に係る手続その他の行為とみなす。

島田市普通公園条例の一部を改正する条例について

島田市普通公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市普通公園条例の一部を改正する条例

島田市普通公園条例（平成20年島田市条例第22号）の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 普通公園の管理（第3条—第10条）

第3章 指定管理者による管理（第11条—第16条）

第4章 雑則（第17条・第18条）

第5章 罰則（第19条）

附則

第1章 総則

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 普通公園の管理

第6条の見出し中「行為等」を「行為」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「普通公園」の次に「（第11条に規定する指定管理者が管理する公園を除く。）」を加える。

第7条中「又は前条第1項」を「、前条第1項又は第13条第1項」に改める。

第9条の見出し中「承認」を「届出」に改め、同条第1項中「市長の承認を得なければならない」を「市長に届け出なければならない」に改め、同条第2項を削る。

第13条を第19条とし、同条の前に次の章名を付する。

第5章 罰則

第12条を第18条とする。

第11条中「並びに第47条から第49条まで」を「、第3章（第38条から第40条までの規定を除く。）並びに第4章（第50条の規定を除く。）」に改め、同条を第17条とし、同条の前に次の1章及び章名を加える。

第3章 指定管理者による管理

（指定管理者による管理）

第11条 市長は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場（以下「指定公園」という。）の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う管理の業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定公園における行為の許可に関する業務
- (2) 指定公園の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定公園の管理に関して市長が必要と認める業務
(行為の制限)

第13条 指定公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行をすること。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要があると認める行為

2 指定管理者は、前項の許可に際し、管理上又は公益上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 第4条又は第5条第1項若しくは第2項の規定により市長の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第1項の許可を受けることを要しない。

(指定公園の休園日)

第14条 指定公園の休園日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開園し、又は休園することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開園し、又は休園することができる。

(指定公園の開園時間)

第15条 指定公園の開園時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 3月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日までの期間 午前9時から午後5時まで
- (2) 7月1日から9月30日までの期間 午前9時から午後6時まで
- (3) 12月1日から翌年の2月末日までの期間 午前9時から午後4時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開園時間を変更することができる。

(利用料)

第16条 第13条第1項の許可を受けた者は、次項の規定により指定管理者が定める利用料(地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- 2 利用料の額は、島田市都市公園条例別表第4に定める額に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

第4章 雑則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の島田市普通公園条例（以下「新条例」という。）第17条の規定によりその例によることとされる島田市都市公園条例（平成17年島田市条例第130号。以下「都市公園条例」という。）第30条第2項の規定による指定管理者の公募及び都市公園条例第41条第2項の規定による利用料の額の決定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、都市公園条例第30条第2項、第32条から第35条まで並びに第41条第2項及び第3項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の島田市普通公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為（新条例第12条各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際、旧条例の規定により市長に対してされている行為の許可に係る手続その他の行為（新条例第12条各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた行為の許可に係る手続その他の行為とみなす。

島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

島田市消防団員等公務災害補償条例（平成17年島田市条例第174号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

附則第4条第7項中「次条第2項」を「次条第1項」に改め、同項第1号中「次条第4項本文」を「次条第3項本文」に改め、同項第2号及び同条第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に、「10,600円」を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に改め、同表備考1中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の島田市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた島田市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 適用日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金等であって、改正前の島田市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づいて支給されたものは、それぞれ新条例の規定による適用日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金等の内払とみなす。

島田市金谷体育センター条例について

島田市金谷体育センター条例を次のとおり定める。

令和2年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市金谷体育センター条例

島田市金谷体育センター条例（平成17年島田市条例第160号）の全部を改正する。
（設置）

第1条 島田市は、市民の体育レクリエーションその他文化的行事及び集会の用に供する体育施設として体育センターを設置する。

（名称及び位置）

第2条 体育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市金谷体育センター	島田市金谷栄町3431番地

（指定管理者による管理）

第3条 島田市金谷体育センター（以下「センター」という。）の管理は、法人その他の団体であつて、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第7条に規定する場合は、この限りでない。

（指定管理者が行う管理の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関して教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第5条 第3条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、教育委員会が定める期日までに教育委員会に申請しなければならない。

（指定管理者の指定）

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、センターの管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第7条 教育委員会は、第5条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又はセンターの適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 前2条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用する。

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 教育委員会は、第6条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(開館時間)

第9条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第10条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第11条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「利用の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(利用の不許可)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 指定管理者がセンターの管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が利用の許可をすることが適当でないと認めるとき。

（利用の許可の取消し等）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 利用者が第11条第2項の規定により付された利用の許可の条件に違反したとき。
 - (3) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
 - (4) 利用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者がセンターの管理上利用させることが適当でなくなつたと認めるとき。
- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、公益のためやむを得ないと認めるときは、利用の許可を取り消し、利用の許可をした事項を変更し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。
- 3 前2項の規定による取消し等により、利用者が損害を受けることがあつても、指定管理者は、その責めを負わない。

（利用料）

第14条 センターを利用しようとする者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料の額を公表しなければならない。
- 4 利用料は、指定管理者の収入とする。

（利用料の減額又は免除）

第15条 指定管理者は、教育委員会が特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

（利用料の不還付）

第16条 既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者が自己の責めによらない理由によりセンターを利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が利用の日前5日までに、利用の許可の取消しを申し出たとき。

(3) 利用者が第11条第1項後段の規定により利用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第17条 利用者は、センターを許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用者の原状回復の義務)

第18条 利用者は、センターの利用が終わったとき、又は第13条第1項若しくは第2項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が利用者から徴収するものとする。

(行為の制限)

第19条 次に掲げる行為をするためにセンター（第11条第1項前段の許可に係る部分を除く。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売その他これに類する行為

(2) 寄附の勧誘

(3) 広告物の掲示及び配布

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 第11条第1項後段及び第2項、第12条、第13条並びに前2条の規定は、前項の許可を受けた場合について準用する。この場合において、第13条第1項第2号中「第11条第2項」とあるのは「第19条第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。

(特別設備の制限)

第20条 センターにおいては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けた者がこれらの行為をする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可に伴い生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。

3 第18条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(必要措置の命令等)

第21条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用者若しくは第19条第1項の許可を受けた者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若しくは入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命じることができる。

(秘密を守る義務)

第22条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者の原状回復の義務)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が指定管理者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第24条 故意又は過失により、センターの建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに教育委員会に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の島田市金谷体育センター条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定による指定管理者の公募及び新条例第14条第2項に規定する利用料の額の決定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第3条第2項、第5条から第8条まで並びに第14条第2項及び第3項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行前に改正前の島田市金谷体育センター条例（以下「旧条例」という。）の規定により教育委員会又は市長がした許可その他の行為（新条例第4条各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際、旧条例の規定により教育委員会又は市長に対してされている使用の許可に係る手続その他の行為（新条例第4条各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた利用の許可に係る手続その他の行為とみなす。

別表（第14条関係）

1 体育室等利用料

		利用時間
--	--	------

室名	利用者区分	午前	午後	夜間	全日
		午前 8 時30分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで	午前 8 時30分から午後 9 時30分まで
体育室	一般	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
	その他	3,300円	3,300円	3,830円	10,430円
卓球室	一般	430円	430円	430円	1,310円
	その他	1,410円	1,410円	1,970円	4,820円
ミーティングルーム	一般	210円	210円	210円	650円
	その他	530円	530円	760円	1,850円

備考

- 1 「一般」とは、入場料の類（センターに入館する者から利用者が領収する金銭又は利用者が発行する入場券等をいう。以下同じ。）を徴収しない利用者をいう。
- 2 「その他」とは、入場料の類を徴収する利用者をいう。
- 3 体育室の一部を占有して利用する場合の利用料は、その利用面積が体育室面積の2分の1に満たないときは、上記の額の2分の1の額とする。
- 4 卓球室の一部を占有して利用する場合の利用料は、利用する卓球台1組につき上記の額の4分の1の額とする。ただし、上記の利用料の額を限度とする。
- 5 上記利用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

2 冷暖房利用料

室名	単位	利用料
卓球室	1台当たり、1時間につき	100円

財産の取得について

次のとおり賑わい交流拠点の整備に係る（仮称）第2駐車場として財産を取得する。

令和2年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

1 取得する土地

地番	地目	地積 (㎡)
島田市竹下字寺ノ前55番 1	畑	2,022.30
島田市竹下字寺之前60番	田	1,258.10
島田市竹下字寺ノ前61番	田	756.55
島田市竹下字寺ノ前67番 1	田	1,132.98
島田市竹下字寺之上67番 8	畑	24.38
島田市横岡新田字三ツ合東142番 1	畑	353.14
島田市横岡新田字三ツ谷東143番 1	畑	225.66
合計		5,773.11

2 土地に付随する構築物

擁壁、舗装、区画線、側溝、調整池、緑地、フェンス、照明灯、車止めブロック、門扉及び散水施設

3 所有者

島田市中心部1番の1
島田市土地開発公社

4 購入金額

257,659,313円

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和2年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

1 路線数

1 路線

2 路線の延長

59.3メートル

3 路線名及び道路の区間

路線名	道路の区間		
	起 点	路線の 延長(m)	路線の 幅員(m)
終 点			
寺ノ前沖島線	竹下字寺ノ前58番1地先	59.3	2.0~2.5
	横岡新田字寺前275番1地先		

一 般 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	16,140,995	△118,289	16,022,706
17 県支出金	3,271,129	406	3,271,535
20 繰入金	3,751,550	123,304	3,874,854
23 市債	7,797,000	566,200	8,363,200
歳入合計	56,284,744	571,621	56,856,365

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	14,910,031	1,547	14,911,578				1,547
3 民生費	13,738,529	32,472	13,771,001	24,353			8,119
4 衛生費	8,573,665	748,025	9,321,690		735,500		12,525
7 商工費	906,949	10,977	917,926				10,977
8 土木費	4,917,862	△391,188	4,526,674	△217,701	△169,300		△4,187
10 教育費	5,894,390	169,788	6,064,178	75,465			94,323
歳出合計	56,284,744	571,621	56,856,365	△117,883	566,200		123,304

2 歳 入

(款)16 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	4,113,969	16,235	4,130,204
計	4,113,969	16,235	4,130,204

(款)16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
4 土木費国庫補助金	953,536	△209,989	743,547
6 教育費国庫補助金	385,118	75,465	460,583
計	12,010,588	△134,524	11,876,064

(款)17 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費県負担金	1,812,316	8,118	1,820,434
計	1,812,316	8,118	1,820,434

(款)17 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費県補助金	202,072	△8,874	193,198
6 土木費県補助金	96,184	1,162	97,346
計	1,240,689	△7,712	1,232,977

(款)20 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	1,694,837	123,304	1,818,141
計	3,279,858	123,304	3,403,162

(款)23 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
2 衛生債	3,207,700	735,500	3,943,200
4 土木債	1,555,900	△169,300	1,386,600
計	7,797,000	566,200	8,363,200

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 社会福祉費負担金	16,235	介護保険事業特別会計低所得者保険料軽減負担金	16,235

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 道路橋りょう費補助金	△210,314	社会資本整備総合交付金（道路・通常）	△176,273
		社会資本整備総合交付金（道路・防災）	△34,041
2 都市計画費補助金	△2,000	社会資本整備総合交付金（公園・防災）	△2,000
3 住宅費補助金	2,325	がけ地近接危険住宅移転事業費補助金	2,325
2 小学校費補助金	52,425	公立学校情報機器整備費補助金	52,425
3 中学校費補助金	23,040	公立学校情報機器整備費補助金	23,040

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 社会福祉費負担金	8,118	介護保険事業特別会計低所得者保険料軽減負担金	8,118

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 総務管理費補助金	△8,874	静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金	△8,874
4 住宅費補助金	1,162	がけ地近接危険住宅移転事業費補助金	1,162

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 財政調整基金繰入金	123,304	財政調整基金繰入金	123,304

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 保健衛生債	735,500	合併特例事業債（病院建設）	735,500
1 道路橋りょう債	△169,300	公共事業等債（社会資本整備総合交付金）	△169,300

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 市民相談費	7,222	410	7,632				410
9 情報管理費	215,449	1,137	216,586				1,137
計	13,812,283	1,547	13,813,830				1,547

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 介護保険費	1,360,474	32,472	1,392,946	24,353			8,119
計	5,749,525	32,472	5,781,997	24,353			8,119

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9 病院費	4,346,140	738,600	5,084,740		735,500		3,100
計	5,455,976	738,600	6,194,576		735,500		3,100

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 し尿処理費	1,200,007	9,425	1,209,432				9,425
計	3,117,689	9,425	3,127,114				9,425

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 温泉施設基金費	10	10,977	10,987				10,977
計	906,949	10,977	917,926				10,977

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 道路新設改良費	1,565,001	△384,538	1,180,463	△213,963	△165,500		△5,075

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び 交付金	410	3 防犯対策事業 防犯対策事業	410 410
12 委託料	1,000	1 電算機器等管理費	1,137
17 備品購入費	137	電算機器維持経費	1,137

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
27 繰出金	32,472	1 介護保険事業特別会計繰出金 介護保険事業特別会計低所得者保険料軽減繰出金	32,472 32,472

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
23 投資及び出資金	738,600	1 病院事業会計繰出金 新病院建設事業分	738,600 738,600

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	9,425	3 クリーンセンター運営事業 クリーンセンター管理運営経費	9,425 9,425

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
24 積立金	10,977	1 温泉施設基金積立金 温泉施設基金新規積立金	10,977 10,977

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役務費	△1,480	1 幹線道路改良事業	△384,538
12 委託料	△25,350	色尾大柳線改良事業	△35,496
14 工事請負費	△205,108	谷口中河線改良事業	△51,000
16 公有財産購入費	△24,500	本通り御仮屋線改良事業	△71,000
21 補償、補填及び賠償金	△128,100	横井御仮屋線（蓬莱橋線交差点）改良事業	△58,800
		細島南部1号・6号線改良事業	△32,630
		大井川左岸旧堤線改良事業	△102,500

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 橋りょう新設改良費	199,000	△9,500	189,500	△5,225	△3,800		△475
計	2,057,174	△394,038	1,663,136	△219,188	△169,300		△5,550

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 街路事業費	145,615	2,200	147,815				2,200
4 公園管理費	172,497	△4,000	168,497	△2,000			△2,000
計	1,878,550	△1,800	1,876,750	△2,000			200

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 建築指導費	106,029	4,650	110,679	3,487			1,163
計	213,910	4,650	218,560	3,487			1,163

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 教育振興費	187,895	118,381	306,276	52,425			65,956
計	2,506,563	118,381	2,624,944	52,425			65,956

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 教育振興費	75,489	51,407	126,896	23,040			28,367
計	335,601	51,407	387,008	23,040			28,367

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		島竹下線改良事業	7,800
		本通り向谷線舗装事業	△30,000
		番生寺島線舗装事業	△7,412
		猪土居牧之原1号線舗装事業	△3,500
12 委託料	△9,500	1 橋りょう長寿命化事業	△9,500
		橋りょう長寿命化修繕・耐震事業	△9,500

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
14 工事請負費	2,200	2 幹線街路整備事業	2,200
		六合駅駅前広場整備事業	2,200
14 工事請負費	△4,000	3 公園施設長寿命化対策事業	△4,000
		公園施設長寿命化対策事業	△4,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び 交付金	4,650	4 がけ地近接危険住宅移転事業	4,650
		がけ地近接危険住宅移転事業	4,650

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役務費	22,301	6 G I G Aスクール構想実現事業	118,381
17 備品購入費	96,080	G I G Aスクール構想実現事業	118,381

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役務費	9,134	4 G I G Aスクール構想実現事業	51,407
17 備品購入費	42,273	G I G Aスクール構想実現事業	51,407

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元金 償還見込額	
I 普通債	補正前	18,450,523	21,059,797	6,547,000	2,451,579	25,155,218
	補正額		△2,189,800	1,755,800		△434,000
	補正後	18,450,523	18,869,997	8,302,800	2,451,579	24,721,218
3. 衛生	補正前	1,303,623	2,780,542	3,207,700	239,449	5,748,793
	補正額		△738,701	735,500		△3,201
	補正後	1,303,623	2,041,841	3,943,200	239,449	5,745,592
4. 農林業	補正前	405,571	331,777	30,200	98,410	263,567
	補正額		△1,400			△1,400
	補正後	405,571	330,377	30,200	98,410	262,167
5. 商工	補正前	1,034,549	825,023	0	196,372	628,651
	補正額		1			1
	補正後	1,034,549	825,024	0	196,372	628,652
6. 土木	補正前	8,066,616	9,006,013	1,555,900	952,548	9,609,365
	補正額		△1,050,700	816,400		△234,300
	補正後	8,066,616	7,955,313	2,372,300	952,548	9,375,065
7. 消防	補正前	660,124	663,560	41,800	155,001	550,359
	補正額		△19,000	13,100		△5,900
	補正後	660,124	644,560	54,900	155,001	544,459
8. 教育	補正前	5,452,080	6,060,262	1,394,500	639,951	6,814,811
	補正額		△380,000	190,800		△189,200
	補正後	5,452,080	5,680,262	1,585,300	639,951	6,625,611
II 災害復旧債	補正前	15,352	31,402	0	3,737	27,665
	補正額		△1,300			△1,300
	補正後	15,352	30,102	0	3,737	26,365
2. 土木	補正前	11,137	27,803	0	2,986	24,817
	補正額		△1,301			△1,301
	補正後	11,137	26,502	0	2,986	23,516
3. 文教	補正前	442	316	0	126	190
	補正額		1			1
	補正後	442	317	0	126	191
III その他	補正前	19,350,485	19,090,044	1,250,000	1,656,585	18,683,459
	補正額		1			1
	補正後	19,350,485	19,090,045	1,250,000	1,656,585	18,683,460
1. 減税補填債	補正前	357,641	276,364	0	74,853	201,511
	補正額		1			1
	補正後	357,641	276,365	0	74,853	201,512
合 計	補正前	37,816,360	40,181,243	7,797,000	4,111,901	43,866,342
	補正額		△2,191,099	1,755,800		△435,299
	補正後	37,816,360	37,990,144	9,552,800	4,111,901	43,431,043

(再掲)

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元金 償還見込額		
合併特例事業債	補正前	6,003,113	8,523,210	3,085,500	586,431	11,022,279
	補正額		△1,557,000	1,533,900		△23,100
	補正後	6,003,113	6,966,210	4,619,400	586,431	10,999,179

※前年度末現在高見込額における補正額は、借入不用額及び繰越明許費に係る繰越額

※当該年度中起債見込額における補正額は、補正予算（第3号）及び繰越明許費に係る繰越額

国民健康保険事業特別会計
予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	6,783,192	3,913	6,787,105
6 繰越金	1	14,882	14,883
歳入合計	9,531,958	18,795	9,550,753

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 事業費納付金	2,585,169	14,882	2,600,051				14,882
5 保健事業費	136,005	3,913	139,918	3,913			
歳出合計	9,531,958	18,795	9,550,753	3,913			14,882

2 歳 入

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	6,783,192	3,913	6,787,105
計	6,783,192	3,913	6,787,105

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	14,882	14,883
計	1	14,882	14,883

3 歳 出

(款) 3 事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者後 期高齢者支援金 等分	596,280	7,181	603,461				7,181
計	597,011	7,181	604,192				7,181

(款) 3 事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 介護納付金分	200,706	7,701	208,407				7,701
計	200,706	7,701	208,407				7,701

(款) 5 保健事業費

(項) 1 保健事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健衛生普及費	136,005	3,913	139,918	3,913			
計	136,005	3,913	139,918	3,913			

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 保険給付費等交付金		3,913	特別交付金 3,913

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 前年度繰越金		14,882	前年度繰越金 14,882

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
18 負担金、補助及び交付金		7,181	1 一般被保険者後期高齢者支援金等分事業費納付金 7,181 一般被保険者後期高齢者支援金等分事業費納付金 7,181

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
18 負担金、補助及び交付金		7,701	1 介護納付金分事業費納付金 7,701 介護納付金分事業費納付金 7,701

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
10 需用費		112	4 国保保健指導事業 3,913
11 役務費		112	糖尿病性腎症重症化予防事業 2,208
12 委託料		3,689	特定健診40歳前勧奨事業 1,705

介護保険事業特別会計 予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料	1,853,015	△32,472	1,820,543
7 繰入金	1,411,049	32,472	1,443,521
歳入合計	8,787,698	0	8,787,698

2 歳 入

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 第 1 号被保険者保険料	1,853,015	△32,472	1,820,543
計	1,853,015	△32,472	1,820,543

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	1,360,474	32,472	1,392,946
計	1,360,474	32,472	1,392,946

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分特別徴収保険料	△29,977	現年度分特別徴収保険料 △29,977
2 現年度分普通徴収保険料	△2,495	現年度分普通徴収保険料 △2,495

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 低所得者保険料軽減繰入金	32,472	低所得者保険料軽減繰入金 32,472

病 院 事 業 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

令和 2 年 度 島 田 市 病 院 事 業 会 計 予 算 実 施 計 画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考	
1	資 本 的 収 入		12,913,612	28,672	12,942,284		
		1	企 業 債	9,352,100	25,000	9,377,100	
			1	企 業 債	9,352,100	25,000	9,377,100
		3	県 補 助 金	5,772	1,836	7,608	
			1	県 補 助 金	5,772	1,836	7,608
		5	国 庫 補 助 金	0	1,836	1,836	
1	国 庫 補 助 金		0	1,836	1,836	保健衛生施設等施設・設備 整備費補助金の増	

支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考	
1	資 本 的 支 出		13,498,598	31,141	13,529,739		
		1	建 設 改 良 費	12,971,797	31,141	13,002,938	
			2	設 備 費	3,883,536	31,141	3,914,677

令和2年度島田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(補正前)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	未収金の増減額 (△は増加)	7,838
	小計	△ 595,238
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 672,413
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 12,927,329
	国庫補助金等による収入	5,772
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,695,917
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	9,352,100
	財務活動によるキャッシュ・フロー	9,153,404
	資金増加額 (又は減少額)	△ 1,214,926
	資金期末残高	1,553,022

令和2年度島田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(補正後)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	未収金の増減額 (△は増加)	7,758
	小計	△ 595,318
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 672,493
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 12,958,390
	国庫補助金等による収入	9,444
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,723,306
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	9,377,100
	財務活動によるキャッシュ・フロー	9,178,404
	資金増加額 (又は減少額)	△ 1,217,395
	資金期末残高	1,550,553

令和2年度島田市病院事業会計予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

(単位：千円)

(補正前)

資産の部

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	ニ 器械及び備品	12,785,934		
	減価償却累計額	<u>△ 7,588,253</u>	5,197,681	
	有形固定資産合計			26,290,290
(3)	投資その他の資産			
	ロ 長期前払消費税		1,638,042	
	投資その他の資産合計			<u>1,755,791</u>
	固定資産合計			28,050,517
2	流動資産			
(1)	現金及び預金			1,553,022
(2)	未収金		1,274,532	
	貸倒引当金	<u>△ 13,915</u>		1,260,617
	流動資産合計			<u>3,143,632</u>
	資産合計			<u><u>31,194,149</u></u>

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>15,109,043</u>		
	企業債合計			15,109,043
	固定負債合計			17,969,247
5	繰延収益			
(1)	長期前受金			681,693
	繰延収益合計			<u>146,124</u>
	負債合計			<u><u>19,315,862</u></u>
	負債資本合計			<u><u>31,194,149</u></u>

令和2年度島田市病院事業会計予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

(単位：千円)

(補正後)

資産の部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
ニ 器械及び備品	12,814,244		
減価償却累計額	<u>△ 7,588,253</u>	5,225,991	
有形固定資産合計			26,318,600
(3) 投資その他の資産			
ロ 長期前払消費税		1,640,793	
投資その他の資産			
合計			<u>1,758,542</u>
固定資産合計			28,081,578
2 流動資産			
(1) 現金及び預金			1,550,553
(2) 未収金		1,274,612	
貸倒引当金		<u>△ 13,915</u>	1,260,697
流動資産合計			<u>3,141,243</u>
資産合計			<u><u>31,222,821</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財			
源に充てるための			
企業債		<u>15,134,043</u>	
企業債合計			15,134,043
固定負債合計			17,994,247
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			685,365
繰延収益合計			<u>149,796</u>
負債合計			<u><u>19,344,534</u></u>
負債資本合計			<u><u>31,222,821</u></u>

注記（補正前）

Ⅱ 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

令和元年度末において、貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、2,944,142千円である。

令和2年度末において、貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、6,863,576千円である。

注記（補正後）

Ⅱ 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

令和元年度末において、貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、2,944,142千円である。

令和2年度末において、貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、6,876,076千円である。

令和2年度病院事業会計予算内訳書

資本の収入

款 項	目	既決予算額	補正予算額	計
1 資本の収入		12,913,612	28,672	12,942,284
1 企業債		9,352,100	25,000	9,377,100
	1 企業債	9,352,100	25,000	9,377,100
3 県補助金		5,772	1,836	7,608
	1 県補助金	5,772	1,836	7,608
5 国庫補助金		0	1,836	1,836
	1 国庫補助金	0	1,836	1,836

資本の支出

款 項	目	既決予算額	補正予算額	計
1 資本の支出		13,498,598	31,141	13,529,739
1 建設改良費		12,971,797	31,141	13,002,938
	2 設備費	3,883,536	31,141	3,914,677

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 企業債	25,000	医療器械器具購入事業 25,000
1 県補助金	1,836	保健衛生施設等施設・設備整備費補助金 1,836
1 国庫補助金	1,836	保健衛生施設等施設・設備整備費補助金 1,836

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 器械器具購入費	31,141	医療器械器具 31,141